海賊版対策の成果報告

~これまでとこれからの取組み~

2022年8月3日版 山田太郎事務所 V4

海賊版被害の実情

海賊版被害の実情:漫画等

本当に海賊版の被害は甚大です

国内での被害額500億円 アメリカでの被害額1兆300億円

(平成25年度経済産業省委託調査)

詳細を見る (PDF)

日本最大級の海賊版グループ

「はるか夢の址」による被害額は 731 億円

(一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会調べ)

▶ コンピュータソフトウェア著作権協会のリリースへ

海賊版サイト

「漫画村」による被害額3200億円

(一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構が試算)

海賊版被害の実情:ファスト映画

CODA調べ

アカウント数

55アカウント

投稿動画数

約2100

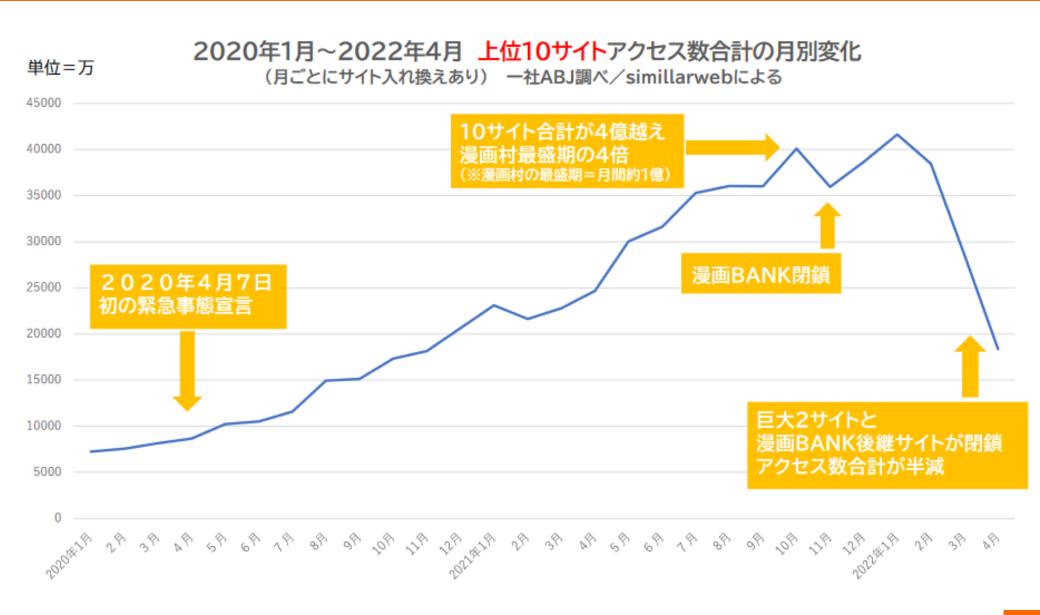
総再生回数

4億7700万回以上

推定被害額

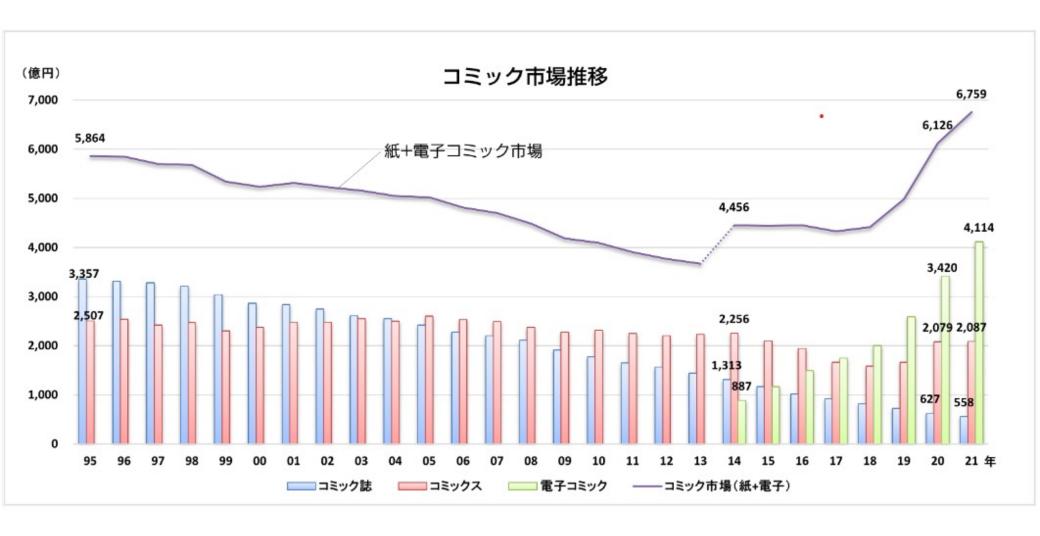
956億円相当

海賊版被害の実情:巨大海賊版サイト閉鎖後の最新状況



出典:総務省インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会(第8回)配布資料『巨大海賊版サイト閉鎖後の最新状況(ABJ)』

参考:コミック市場推移



海賊版対策の実績

海賊版対策の実績(山田太郎)

1

2020年著作権法改正

- ➤ ネット上の自由に最大限配慮した形での侵害コンテンツDL違法化
- ▶ リーチサイト規制の導入
- ▶ ダウンロード型の漫画海賊版サイトの減少

2

海賊版サイト運営者特定のための発信者情報開示制度の改善

- ▶ 2020年の省令改正によって開示情報に「電話番号」を追加
- ▶ 2021年のプロ責法改正によって迅速な開示のための新たな裁判手続を創設

(3)

外国会社の登記の徹底

- ➤ YouTube等の海外プラットフォーマーへの裁判手続は海外送達に時間がかかる
- ▶ しかし、日本において外国会社の登記がされていれば国内送達が可能
- 外国会社の登記をすべき企業に対して法務省から手続を指導

自民党:海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ

海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れ

令和2年1月30日 自民党・知的財産戦略調査会 デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会

巨大海賊版サイト「漫画村」が閉鎖された今も、依然として膨大な数の海賊版サイトが存在しており、我が国が世界に誇るマンガ・アニメなどのコンテンツ産業が日々被っている被害は、深刻な状況にある。

クリエイターが正当な利益をしっかりと確保し、次の創作につなげられるようにするためには、実効的な海賊版対策のための著作権法改正が急務である。その一方で、インターネットが国民の様々な情報収集や表現活動、ビジネスに欠くことのできない社会的基盤となっている中、安心してインターネットを利用できるようにすることも必要不可欠である。

自民党・知的財産戦略調査会においては、これまでもこのような観点から、著作権 法改正について、権利保護と知財活用のバランスのとれたものとなるよう求めてきた。

文化庁においては、漫画家・消費者などを含めた有識者検討会において、改めて「リーチサイト規制」及び「侵害コンテンツのダウンロード違法化」に係る具体的な制度 設計等の検討が進められ、1月16日に議論が取りまとめられたところである。

一方で、国民の間には、これらによっても解消し切れない昨春来の懸念・不安の声がある。それに真摯に応えるとともに、海賊版対策の実効性を更に強化する観点から、知的財産戦略調査会及びデジタル社会実現に向けての知財活用小委員会は、政府に対して著作権法改正案に関して下記4点を要請する。

記

- 1. 侵害コンテンツのダウンロード違法化の対象から、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」を除外すること(民事・刑事の両方)
- 2. リーチサイト規制に関する刑事罰の運用を懸念する声もあることから、侵害コンテンツのダウンロード違法化と同様、インターネット利用が不当に制限されないよう運用上の配慮を行う旨を附則に明記すること
- 3. 海賊版対策の本丸である<u>「違法アップロード対策」を充実するための方策(特に民間との協働や国際連携・国際執行など)について検討・措置を行う旨を附則に明記する</u>こと
- 4. 研究活動などにおける著作物利用の困難性を指摘する声もあることから研究目的 の権利制限規定の創設、その他デジタル社会に対応した知財活用のための施策につ いて、権利者の利益保護に留意しつつ、速やかに検討を進めること





20

20

20 02

03

.html

侵害コンテンツDL違法化(刑事)の範囲

著作権法上の著作物にあたらないもの(事実に関する文章など) 現状同様 DLしていない場合(キャッシュ、ストリーミングやメールからのDL、USBでの取得等) 著作 従来違法のものは DLしたが映り込みの場合(スクショでアイコンが入ったなど)*私的利用でないものも含み改正 引き続き違法 権法上の著作物 P 私的利用以外(研究目的などは今回法改正の対象外)のDL、引用目的のDL等 た場合 正規版の著作物の私的利用のDL 私 的利用 権利者の許諾ありや、引用等の要件を満たして無許諾でUPされたもののDL 正規版が無償のもの、有償であったとしても二次創作・パロディのDL 違法 (勘違いも含む) にUPされ 軽微なもの(量が少ない・画像が粗い・重要でない)のDL (勘違いも含む) 正規版が有償 軽微 合法 継続や反復してDLしていない(一度きりなど) たも でな \bigstar 違法アップロードと知らずにDL(勘違いも含む) 継続または反復して しし 違法にUPされたと確実に知りながら 0 勘違いしてDL(重過失も) (概ね半分以上) も わざとDL 特別な事情がある場合のDL ☆ 特別 グレーゾーン 権利者が問題視なし・黙認 で な 権利者が問題視 & 逮捕·起訴 ★ 検察が事件化 (立証は検察) ★:民事事件の場合は要件とならない ☆:民事事件の場合は立証はユーザー

2020年著作権法改正: ①リーチサイト対策

①リーチサイト対策

【第113条第2項等関係】

<改正のポイント>

違法にアップロードされた著作物(侵害コンテンツ)へのリンク情報を集約した「リーチサイト」や「リーチ アプリ」によって、海賊版被害が深刻化していることから、①リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コン <u>テンツへのリンクを提供する行為、②リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為</u>を規制する。

- 1. リーチサイト・リーチアプリの定義 【第113条第2項第1号·第2号】
- 公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト・アプリ
- 主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト・アプリ

2. 規制内容

	規制内容(措置)	
リンク提供者	民事措置(著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする)[第113条第2項] (※) リンク先が侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合に限る。	
	刑事罰(3年以下の懲役・300万円以下の罰金(併科も可))【親告罪】(※)故意犯のみ処罰【第120条の2第3号等】	
サイト運営者アプリ提供者 一川事罰(5年以下の懲役・500万円以下の罰金(併科も可))【親告罪】【第119条第2項第4号・第5号等】 (※) 侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置するなどの場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う(権利者 サイト運営者等に対して差止請求が可能となる)。【第113条第3項】 (※) いわゆる「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に今回の規制は及ばない。		

(参考) 平成31年2月時点の法案からの修正点

- ① サイト運営者・アプリ提供者に対する刑事罰を「非親告罪」から「親告罪」に変更。【第123条】
- ② 自ら直接的にサイト運営・アプリ提供を行っていない「プラットフォーム・サービス提供者」には、基本的に 今回の規制が及ばないことを条文上明確化。【第119条第2項第4号:第5号等】
- ③ 刑事罰の運用に当たっての配慮規定を附則に追加。【附則第4条】

35

96 01

02

2020年著作権法改正:②ダウンロード違法化

②侵害コンテンツのダウンロード違法化

【第30条第1項第4号等関係】

<改正のポイント>

- 違法にアップロードされた著作物のダウンロード規制(私的使用であっても違法とする)について、対象を音楽・ 映像から著作物全般(漫画・書籍・論文・コンピュータプログラムなど)に拡大する。
- その際、国民の情報収集等を過度に萎縮させないよう、規制対象を<u>違法にアップロードされたことを知りながら</u> <u>ダウンロードする場合のみ</u>とする(※)とともに、①<u>漫画の1コマ~数コマなど「軽微なもの」</u>や、②二次創作・パロディ、
 - ③「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロードは規制対象外とする。
 - (※) 重過失によって違法にアップロードされたものだと知らなかった場合も、規制対象とはならない。
- さらに、<u>刑事罰</u>については、特に悪質な行為に限定する観点から、<u>正規版が有償で提供されている著作物</u>の ダウンロードであること、<u>反復・継続してダウンロードを行う</u>ことを要件とする。
 - (法定刑:2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科も可)、全て「親告罪」(権利者の告訴が必要))

<改正後のイメージ>

	民事措置[第30条第1項第4号·第2項]	刑事罰【第119条第3項第2号·第5項等】	
対象著作物・ 対象行為	違法にアップロードされた <u>著作物全般</u>	違法にアップロードされた <u>著作物全般</u> で、 正規版が有償で提供されているもの	
	【除外①】 <u>漫画の1コマ〜数コマなど「軽微なもの」は対象外</u> (※)スクリーンショットを行う際の違法画像等の写り込みについても違法とはならない (法第30条の2により措置)		
	【除外②】 二次創作・パロディは対象外		
	【除外③】 「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」は対象外		
主観要件	<u>違法にアップロードされたことを知りながら</u> ダウンロードする場合が対象 (※) 重過失によって違法にアップロードされたことを知らなかった場合も、対象とはならない		
常習性		<u>継続的に又は反復して</u> 行う場合が対象	
法定刑の水準	_	2年以下の懲役・200万円以下の罰金(併科も可)	
親告罪の扱い		すべて <u>親告罪</u> (権利者の告訴が必要)	

- (※) このほか、附則に、(i)国民への普及啓発・教育の充実、(ii)適法サイトへのマーク付与等の推進、(iii)刑事罰の運用に当たっての配慮、(iv)施行後1年 を目途としたフォローアップ、(v)違法アップロード対策の充実(国際連携・国際執行、民間との協働など)を規定
- (※) 音楽・映像の違法ダウンロードに関する規律は、基本的に現行通りとする(今回の改正により後退させない)

発信者情報開示の問題点(海賊版対策に関して)

海賊版サイトの運営者にたどり着けない

- 裁判所が「侵害に係る」要件を限定的に解釈し開示されるIPアドレスやタイムスタンプが狭すぎる例がある
- → 法4条についての解釈の明示等(解釈では限界がある場合は法改正)
- ※ 東京地裁では保全部と知財部で判断が異なり、後者が特に限定的に解釈しているとの指摘有り
- IPアドレスとタイムスタンプのみでは発信者が特定できない例がある
- → 省令の改正(電話番号の追加、限定列挙ではなく例示列挙への転換等)
- プロバイダが把握している氏名・住所等が真正なものでない例がある
- → 特定電気通信役務提供者への契約締結時の本人確認の義務付け等
- 非協力的なプロバイダーの「保有していない」との主張を裁判所がそのまま採用する例がある。
- → 「保有する」要件の解釈の見直し等 (解釈では限界がある場合は法改正)

発信者情報開示の手続に時間・費用・手間がかかる

- 任意開示に応じないプロバイダに裁判手続をとると時間もお金も手間もかかる
- → 任意開示の促進(ガイドラインの充実等。特に、著作権侵害の際に適法に任意開示できる事例等)
- ※ 法改正も検討(公衆送信権侵害等の場合に発信者からの意見聴取を不要とする、開示した場合の免責を新設する等)
- → 損害賠償や差止めの請求の前提であることを踏まえた発信者情報開示の仮処分・訴訟の迅速化・簡素化
- ※ 民事訴訟全体の問題として、匿名訴訟の制度や強制令状の制度等についても検討
- → プロバイダが海外事業者の場合に送達手続等にかかる時間の短縮等

海外のプロバイダが非協力的な場合に日本法の実効性がない

- プロバイダが海外事業者の場合に準拠法や管轄等を理由に日本での裁判手続に応じない例がある
- → 日本においてサービスを提供する海外のプロバイダについて外国会社の登記の徹底(会社法817条以下、933条以下)等
- ※ 今国会に提出されている電気通信事業法改正案が成立すれば、外国法人等は国内代表者等の指定義務を負い、実効性が確保される
- → 海賊版対策における国レベル及び民間レベル国際連携・国際協調の促進等

知財戦略調査会 小委員会

出典:自民党「デジタル社会実現に向けての知財活用小委員会」2020年5月13日資料より

発信者情報開示制度の改正:電話番号の追加(省令改正)

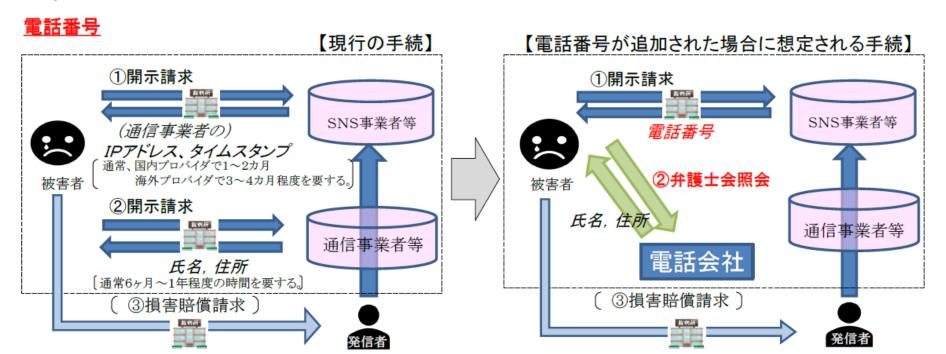
3-(1)

発信者情報開示の在り方に関する検討① ~発信者情報開示対象の拡大(電話番号)~

4

【現行】 発信者の氏名、住所、メールアドレス、投稿時の I Pアドレス など

+



- 電話番号を開示対象に追加することが適当であり、速やかな関係省令の改正が必要。
- ・電話会社に対して、弁護士会照会により、発信者の氏名・住所の回答を得ることが可能。

00

07 77

23

2 ı.pdf

発信者情報開示制度の改正:新たな裁判手続の創設(法改正)

プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律(概要)(令和3年4月28日公布)

インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情 報開示について新たな裁判手続(非訟手続※)を創設するなどの制度的見直しを行う。

※訴訟以外の裁判手続。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

1. 新たな裁判手続の創設

現行の手続では発信者の特定のため、2回の裁判手続※ を経ることが一般的に必要。

※SNS事業者等からの開示と通信事業者等からの開示

【改正事項】

- 発信者情報の開示を一つの手続で行うことを可能とする 「新たな裁判手続」(非訟手続)を創設する。
- •裁判所による開示命令までの間、必要とされる通信記録 の保全に資するため、提供命令及び消去禁止命令※を 設ける。 ※侵害投稿通信等に係るログの保全を命令
- 裁判管轄など裁判手続に必要となる事項を定める。

※新たな非訟手続では米国企業に対してEMS等で申立書の送付が可能

現行 新たな裁判手続(非訟) SNS事業者 SNS事業者等 開示 (発信者の通信記録) 被害者 通信事業者等 (発信者の氏名・住所等) 開示 (発信者の氏名・住所) [損害賠償請求(訴訟)] 損害賠償請求 (訴訟) 発信者

2. 開示請求を行うことができる範囲の見直し

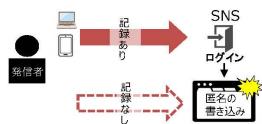
SNSなどのログイン型サービス等において、投稿時の通 信記録が保存されない場合には、発信者の特定をする ためにログイン時の情報の開示が必要。

【改正事項】

 発信者の特定に必要となる場合には、ログイン時の 情報の開示が可能となるよう、開示請求を行うこと ができる範囲等について改正を行う。

〈ログイン型サービスのイメージ〉

ID/パスワードを入力し、アカウントに ログインした上で投稿などを行うサービス



3. その他

【改正事項】

開示請求を受けた事業者が発信者 に対して行う意見照会※において、 発信者が開示に応じない場合は、 「その理由しも併せて照会する。

※新たな裁判手続及び現行手続 (訴訟手続及び任意開示)の場合

(施行日:公布の日から起算して一年六月を 超えない範囲内において政令で定める日)

外国会社の登記の徹底



登記義務守らない外国会社7社 義務違反で 地裁に通知 法務省

日本で事業を行う「外国会社」をめぐり、会社法で定められた登記の申請を行う意思を示さないIT事業者7社について、法務省は義務違反だとして、東京地方裁判所に通知しました。 法務省が登記を行わない「外国会社」に対し、過料を科すべきだとして裁判所に通知するのは初めてです。

法務省は日本で事業を行う「外国会社」について、会社法で定められた登記の義務を徹底する必要があるとして、順守していないとみられるIT事業者48社に対し、去年12月から登記を促す文書を発出するなどして、申請を行うよう促してきました。

しかし、その後も対応に進展がみられず、登記の申請を行う意思を示さないIT事業者7社に対し、法務省は6月30日付けで義務違反だとして東京地方裁判所に通知しました。

法務省が登記を行わない「外国会社」に対し、過料を科すべきだとして裁判所に通知するのは初めてです。

法務省によりますと、これまでに登記の申請を促したIT事業者48社のうち、10社は登記を完了するなどしたか、電気通信事業を廃止して申請が不要になったということで、登記に至っていない31社についても、引き続き申請を行うよう求めることにしています。

出典: NHK「登記義務守らない外国会社7社 義務違反で地裁に通知 法務省」2022年7月1日



日本国内で法人登記をしていなかった 米グーグルや米マイクロソフトが、法 務省の再三の要請に応じる形で、よ うやく登記を済ませた。インターネット上 で情報発信や通信販売などの場を提 供する「デジタルプラットフォーマー」であ る大手 I T企業を巡っては、影響力 の大きさに対して「情報開示や顧客保 護が不十分だ」との指摘が根強い。今 回の登記も、透明化に向けた一歩と いえそうだ。(以下略)

出典:産経新聞「透明化に向けた一歩 グーグル、MSが初の法人登記」2022年7月25日

自民党:知的財産戦略調査会(2020年)

1. インターネット上の海賊版対策について

- ・知財分野の訴訟手続・情報開示見直し検討
- ・海賊版対策の国レベルの国際協調の強化
- ・公的裏付けをもった海賊版対策組織

2. コンテンツの利活用について

- ・次世代デジタル著作権の確立(短期・中長期)
- ・著作権DBの整備(含隣接権者への配分)
- ・販売目的プラットフォーム整備支援







自民党:知的財産戦略調査会(2021年)

1. デジタルコンテンツの利活用について

- ・次世代デジタル著作権の確立までの工程表の作成
- ・権利情報データベースの整備
- ・簡素で一元的な権利処理を可能とする方策の検討
- ・新しい権利管理や利益分配モデルの社会実装の検討
- ・日本のコンテンツの海外展開支援
- ・国会図書館から利用者への絶版商業雑誌(現に流通している単行本への 影響が大きいものは除く)及び絶版漫画の送信の実現
- ・デジタルアーカイブ社会実現に向けた政府実施計画の作成及び予算措置
- ・デジタルアーキビストの国家資格創設の検討

2. インターネット上の海賊版対策について

- 発信者情報開示制度の継続的な改善
- ・日本において事業を行う海外のプロバイダに対する外国会社の登記の徹底
- ・外国の裁判所での法的手続を補助する仕組みづくり
- ・日本の捜査機関が効果的な国際連携により主体的に捜査を行うことが できる環境の整備
- ・十分な予算措置による官民共同での集中的・効果的な取締り
- ・公的裏付けをもった海賊版対策組織の強化

3. 国会のDXについて

- ・立法目的の公衆送信を可能とする著作権法42条改正等の検討
- ・国会審議映像のSNS投稿等を可能とする同法40条改正等の検討







自民党:知的財産戦略調査会(2022年)

(1) 現状・問題意識

国際的な知財紛争が引き続き激化する中で、知財紛争の解決や権利救済のための環境整備が重要である。我が国では、これまでも査証制度の導入や損害賠償額の算定方法の見直し等が行われてきたが、知財紛争解決や権利救済に向けた更なる環境整備を求める声も依然として存在する。加えて、標準必須特許の紛争解決に関して、中国が自国のルールを適用させる姿勢を強めるなど、ルール形成を巡るグローバルな主導権争いも激化している。また、海外の海賊版サイトによる被害は、一部の大型海賊版サイトの閉鎖後も、後継サイトの被害が後を絶たず、国内での取組みとともに、国際連携・国際執行の強化が一層求められる。このような中、令和2年改正著作権法の施行や、日・ベトナム刑事共助条約の交渉妥結は大きな前進である。引き続き、海賊版サイト撲滅に向け、対策を進めていくことが必要である。

(2) 提言

- ① 知財が侵害された際の知財訴訟・権利救済制度に関連して、権利侵害や知財紛争の状況、我が国でこれまで講じられた施策(査証制度、損害賠償額算定方法の見直しなど)の運用状況と評価、諸外国の制度・運用等について検証し、必要な対応を検討すべきである。
- ② インターネット上の海賊版による被害拡大を防ぐため、令和2年改正著作権法等を踏まえた取組や国際連携・国際執行の強化とともに、関係府省が連携しながら、国際的な取締・対応に向けての連携を強化するなど更なる取組を推進すべきである。







海賊版対策の成果

海賊版対策の成果(官民連携)

(1)

ファスト映画の刑事訴訟&民事訴訟

- ▶ 2021年11月16日、仙台地裁にて、ファスト映画を公開していた3名に有罪判決
- ▶ 2022年5月19日、東京地裁に、上記3名に対する5億円の損害賠償請求訴訟を提起
- ▶ 2022年5月19日、仙台地裁にて、別の1名にも有罪判決(控訴中)

2

漫画BANKの閉鎖&摘発

- ▶ 2021年11月、出版4社が法的手続に乗り出したことによって閉鎖
- ➤ 出版4社がCDOAに対処を要請し、CODAより中国行政当局に行政処罰の申立て
- ▶ 2022年6月、中国行政当局が重慶市在住の運営者に対し罰金約60万円の行政処罰

3

リーチサイトの摘発

- ▶ 2020年11月19日、京都府警が、海賊版AVのリーチサイトを摘発(全国初)
- ▶ 2022年1月24日、警視庁が、海賊版AVのリーチサイトを摘発(警視庁初)
- ▶ 2022年2月2日、群馬県警が、一般作品のリーチサイトを摘発(一般作品初)等

ファスト映画

ファスト映画:中心人物の刑事責任(2021年11月16日判決)

中心人物A · · · · 懲役2年及び罰金200万円(懲役刑について執行猶予4年)

中心人物B ·・・ 懲役1年6月及び罰金100万円(懲役刑について執行猶予3年)

中心人物C ・・・ **懲役1年6月**及び**罰金100万円** (懲役刑について執行猶予3年)

【量刑の理由】

被告人に不利な事情

- ファスト映画の作成及び公開は、映画の著作権者が正当な対価を収受する機会を失わせ、 映画の収益構造を破壊し、ひいては映画文化の発展を阻害しかねないものであり、厳しい非難に値する。
- ・ 被告人らは、役割を分担し、常習的、職業的に著作権侵害を行為を繰り返す中で各犯行に 及んでいる。
- 著作権を侵害された著作権者は21社にのぼり、各動画の再生回数に照らすと、その被害額も相当多額になることが窺われ、結果は重い。
- 各犯行は動画の再生回数に応じた広告収入目当てで敢行されたものであり、利欲的な犯行に 酌むべき事情はない。

被告人に有利な事情

ファスト映画の作成及び公開について、これまで刑事責任が問われた事例はなかった。

ファスト映画:中心人物の民事損害賠償(訴訟提起中)

中心人物 ・・・・ 損害賠償額約20億円(う55億円を一部請求)

原告

13社

アスミック・エース株式会社 / 株式会社KADOKAWA / ギャガ株式会社 / 松竹株式会社 / 株式会社TBSテレビ / 東映株式会社 / 東映ビデオ株式会社 / 東宝株式会社 /日活株式会社 / 日本テレビ放送網株式会社 / 株式会社ハピネットファントム・スタジオ / 株式会社フジテレビジョン / 株式会社WOWOW

被害作品

54作品

アイアムアヒーロー / アオハライド / 悪の教典 / 犬神家の一族(2006) / 犬と私の10の約束 / ウルルの森の物語 A Tale of Ululu's Wonderful Forest / 映画 ホタルノヒカリ / エイブリルフールズ / おくりびと / 俺物語!! / 葛城事件 / 神さまの言うとおり / かもめ食堂 / 感染列島 / 君の膵臓をたべたい / 凶悪 / 桐島、部活やめるってよ / 九月の恋と出会うまで / 恋は雨上がりのように / 告白 / 孤高のメス / こんな夜更けにバナナかよ 愛しき実話 / サバイバルファミリー / 散歩する侵略者 / 謝罪の王様 / シン・ゴジラ / ステキな金縛り / スマホを落としただけなのに / 3D彼女 リアルガール / それでもボクはやってない / 太平洋の奇跡 ーフォックスと呼ばれた男 ー / ツナグ / 冷たい熱帯魚 / 帝一の國 / デスノート、デスノート the Last name /東京喰種 トーキョーグール / 22年目の告白-私が殺人犯です- / 本格科学冒険映画 20世紀少年 第1章 終わりの始まり / 日本で一番悪い奴ら / 花宵道中 / 火花 / 百円の恋 / ビリギャル / ブタがいた教室 / 蛇にピアス / ヘルタースケルター / ぼくは明日、昨日のきみとデートする / 真夏の方程式 / ミックス。 / モテキ / 八日目の蝉 / 容疑者Xの献身 / 私の男 / 藁の楯

- ※ 同じ作品を別のチャンネルで公開しているものもあり、64URL
- ※ 再生数合計:10,274,711回

被害額

約20億円

※ 再生回数×「著作権の行使につき受けるべき金銭の額に相当する額」

ファスト映画:ナレーション担当の民事損害賠償(訴訟外の和解)

ナレーション担当・・・・ 損害賠償額1000万円以上

映画を勝手に短く編集してネットで公開する不正な動画、いわゆる「#ファスト映画 ||。

ナレーションを担当し、書類送検された20代の男性。

和解の金額は1000万円以上。きっかけはオンラインゲームでした。

• •

「ファスト映画」とは映画を10分ほどに編集した不正な動画のこと。

今も約180本が視聴できる状態になっています。

被害額は956億円以上と試算されています。

6月と7月には警察が著作権法違反の疑いで男女5人を摘発。このうち書類送検された男性は・・・。

• •

男性はやりとりするうちにファスト映画のナレーションを頼まれたといいます。法律違反ではないか聞くと、男は弁護士にも相談したと回答。 安心した男性は70本ほどナレーションを担当し、謝礼金約10万円を受け取りました。しかし・・・。

• •

ナレーションを担当した男性:

「4月くらいですかね、警察が来て。処分がどうなるんだろうとか、捕まるのかなという不安。IF(もしも)を枝分かれするように辿って、 どれを辿っても絶望・・・ |

. . .

映画会社のうちの 1 社とは和解しましたが、賠償金は 1 0 0 0 万円以上。「働きながら分割で払う」といいます。 ナレーションを担当した男性:

「しっかりと自分で調べずに人の言葉を信じてしまって、甘い考えでやってしまった。そこがダメな点ですね」

著作権を保護する団体はすでに削除されたファスト映画も含め、厳しく対応する方針です。

出典: TBS NEWS

ゆうきまひろ (中島博之弁護士) 単行本第1~3巻 発売中!!

弁護士・亜蘭陸法(あらん・りくのり)は漫画家になりたい





小学館のオリジナル漫画を 毎日配信

『弁護士・亜蘭陸法は漫画家になりたい』

原作:ゆうき まひろ 漫画:武村 勇治

小学館の漫画アプリ「マンガワン」で週刊連載中(金曜日更新)

https://manga-one.com/title/1812/





